

首里の火柱 – 首里城火災住民訴訟の中間報告（Ⅳ） – 二つの前提；火災に対する脆弱性とプロとしての行動評価

首里城火災住民訴訟原告団

「首里城火災の管理責任を問う沖縄県民の会」

共同代表 石岡 裕

今回は私事でお休みをいただいたが、この連載は次回まで続く予定である。

これまでは主に首里城火災の出火原因と、それに関係するものも含めて首里城公園指定管理者の美ら島財団（一般財団法人 沖縄美ら島財団）による電気関連の違法性について述べてきた。

本稿では少し趣を変えて、首里城火災の管理責任を問う裁判全体の枠組みを確認しながら、原告の私たちが前提と考えている事柄について述べてみたい。

1. 原告団の思いと法廷までの道のり

〈「原因不明」なのだから責任は問えないよね〉

連載第1回（『環境施設』第169号、2022.9）に触れたように、訴訟以前から私たち原告団の8人のメンバーはそれぞれ首里城火災に大きな関心を寄せており、指定管理者の美ら島財団、管理者の沖縄県、所有者である国など、首里城の運営に責任を負う3当事者たちの動向や消防局と警察による火災調査の行方を注視していた。しかし、消防局や警察は、沖縄県民をはじめ首里城に関心を寄せる多くの人たちの大きな期待に応えることもなく、火災原因を解明できないまま「原因不明」として調査を終了してしまった。

沖縄県議会では首里城焼失直後は火災を巡ってしばらく激しいやり取りが行われたが、責任の所在究明についての腰は重く、出火原因が特定されてからにしてはどうかという意見に押されて様子見の状態が続いていた。だが「原因不明」の報告を受けてあたかも予定だったかのように議論はし

りすほみとなり、責任の所在は本格的な解明も始まらないまま誰も触れなくなった。

首里城公園を運営していた財団には直接の管理責任が、管理者の県には財団への監督責任が、所有者で首里城復元を手がけた国には建築・設備上の責任や県や財団への監督責任などがあるはずだ。本来なら3者が役割分担上の責任区分を明確にして、それぞれ己とお互いの管理実態を点検し、複雑な管理体制の枠組みをまたぐ調査権限を持つ第三者委員会を共同で設置して、出火原因や何処に落ち度があったのかを明らかにする責務を負っていたと思う。しかし、実際には、火災について具体的な管理責任を認め会見や謝罪を行った者はこれまで一人もいない。財団も県も国も、まるで都合とばかりに「原因不明」の“結論”に飛びつき、さっさと肩の荷を下ろして、消防と警察の調査以上の究明をしようとはしなかった。

「原因不明」なのだから責任は問えないよね。

管理運営者たちは、お互いに点検しあうのではなく、お互いをかばいあうことで己に降り注ぐ火の粉（責任）を蹴散らす道を選んだ。

このようにして首里城火災は、原因も責任の所在も不問に付されたままで、まるで不可抗力による避けようのない事故だったかのように処理されようとしていた。

〈理不尽な指定管理者との再契約〉

これがもし民間での出来事であったなら、請負の管理会社は即刻契約解除の上、莫大な賠償金や違約金などを請求されていただろうが、沖縄県は

賠償請求どころかなんのお咎めもなしで財団を指定管理者に据え置いたまま焼け跡の“管理”を続けさせた上に、県が財団から受け取る家賃に相当する固定費の減額まで行っている。すでにお伝えしたように、極め付きは2023年1月末に契約満了となった財団を、再び、2月からの指定管理者として選定してしまったことであろう。しかも今回は県が固定費などを受け取る契約ではなく、入場料収入が見込めない中で正殿再建までの間に掛かる管理経費の名目で県の側が10億円余りの金額を財団に支払うことになっている。正に盗人に追い銭の悪夢であり、県議会は紛糾したが、最終的には知事に火災の責任が及ぶことを恐れる多数派の県政与党によって押し切られてしまった。これにより、県と財団とは連んでいることが明白になった。お互いにかばいあって責任追及の矢面に立たされないように立ち振る舞っているのだ。そしておそらくその上には国からの指示も出ているのだろうと踏んでいる。

「ありえない！」無責任極まりない事態の進行を目の当たりに、原告団メンバーは一様にそう感じていた。

さらに私たちの苛立ちを加速させたのが、原因や責任を全く置き去りにして超速で進行する正殿再建の流れだ。たしかに県民世論は沖縄観光の目玉でもある首里城の再建を強く望んではいる。管理3者は、この県民感情をたくみに利用し、再建熱の高まりを演出して、世論の目先を原因と責任から再建へと切り替える努力を惜しまなかった。もちろん再建の建築主である国もこの動きを全面的にバックアップしていたはずで、正殿の再建は異例の急ピッチで進められてきた。すでに今年着工され、現在では巨大な仮設の素屋根が建てられ、その中で正殿再建の工事が行われており、3年後には落成する予定と聞く（写真1）。

〈原告団メンバーの危惧はいくつもある〉

- これだけ世間を騒がせた大事件なのに、原因も責任の所在も不問で済ませて良いはずがない。
- それに実際のところ、火災原因ははっきりわかっ



写真1 正殿建築現場の巨大な素屋根

ており、これを不明とするのは隠ぺいに他ならない。

- 原因不明を前提に作成された県の再発防止委員会の火災調査報告書と再発防止策はほとんど意味がなく、再発防止の役には立たない。
- つまり、今の状態で再建しても、再び火災に見舞われる惧れをぬぐえない。
- 指定管理者を代えて、管理体制を一新することが必要だ。
- 現状の無責任な体たらくでは、火災に憔悴する県民に心を寄せ、再建に向けて何十億円ものお金を寄付してくださった世界中の方々に顔向けできない。

同じような思いを抱いていた原告団のメンバーたちは、各々県議に相談したり、県と掛け合ったりとさまざまなアイデアで状況を打開できないかと模索してきた。私も、事故や不祥事に学び、再発防止に役立てる学問である失敗学の学会に入学し、新たに設けられた首里城火災分科会の一員として、消防、電気事故、建築、工学等の専門家たちとZoomで議論を交わしながら火災原因の究明に取り組んできた。

このようなメンバーたちが人づてに知り合っていくのは自然な流れだった。私たちに共通していたのは、このままでは現状は変わらず、すべてがうやむやなまま何事もなかったようにされてしまうだろうという確信だった。無節操にずんずん進む再建の流れを見るにつけ、早急に何かアクションを起す必要が迫っていたのである。

そんな中、幸いなことに住民訴訟を多数手がけ

てきた敏腕の徳永弁護士との出会いを得ることができた私たちは、住民訴訟に光明を見出した。

〈裁判（住民訴訟）の枠組み〉

首里城火災を訴訟の俎上に載せるにはいくつかのハードルがあった。

原告団メンバーは全員が沖縄県民だが、誰も火災による直接的な被害や損害を受けているわけでもなく、首里城を巡り運営3者との契約関係等もなかったため、損害賠償や契約違反等の個人的な訴訟は成立し得ない。

そこで徳永弁護士より提案されたのが県を相手取った住民訴訟だった。

住民訴訟とは、県民の利益が損なわれている等の理由で、地方公共団体による財務会計上の違法な行為や、職務上の怠慢とみられる事実について、差止め、取消し、無効、違法の確認、行為の義務付けなどを実施するよう裁判所に求めるものだ。首里城火災の場合は、指定管理者の美ら島財団により県民の財産が損害を受けたとして、県は財団にその賠償を求めよと訴えることができるのだ。

訴訟の枠内では火災に対する県や国の管理責任を追及することはできないが、運営を直接担い、一番重い管理責任を負っている財団を追及することができる。そして火災責任追及の過程で、県民の大きな関心事である火災原因の解明を進めることも可能だ。

それに、たとえ県や国の管理責任を直接追及できなくても、財団の落ち度さえ認めさせてしまえば、県も国も十分な監督責任を果たせていなかったことは明白になる。

一定の不自由さはあるものの、勝てば私たちが求めているものの核心を得られる可能性が十分にあるとの思い出この訴訟形態を選ぶことに決めた。

この訴訟で、「できること」と「できないこと」を大まかに整理すると、
[できること]

- ・指定管理者美ら島財団の管理責任の追及。これは管理体制の一新へとつながるはずだ。
- ・出火原因や火災拡大機序の解明。こちらは、新

たな再発防止策作成の前提となる。

[できないこと]

- ・国や県の管理責任を直接問うこと。
- となる。これなら十分やる価値があると考えた。

2. 二つの前提；火災に対する脆弱性が要請する高い「善管義務」とプロとしての行動評価の必要

私たちがこの裁判を立ち上げるうえで、重要と考えている前提が二つある。

一つ目は、首里城が火災に対してひととき脆弱な危うい建築物であるということ。従ってその管理者には高度な防災意識と技能が求められ、通常の建物の管理をはるかに超える火災への備えが必要だったこと。

そして二つ目は、首里城火災の現場でその対応に当たった外注を含む財団職員たちは、必要な訓練を受け、相応の資格などを有する防災のプロである必要があったこと。当然のことに、その行動評価はプロとしてどうだったかという基準で判断されなければならない点だ。

実際には財団はこのどちらも満たしておらず、そのことが出火を招いてしまった原因もつくり、また火災拡大の要因ともなった。

この二つの前提の下に首里城火災を検証すると、財団による管理がいかにずさんで防災に無力だったかが浮き彫りになってくるので、それぞれ詳細に見てみよう。

【前提①：火災に対する脆弱性と求められる「善管義務」】

〈首里城は火災に脆弱〉

（1）首里城正殿は総木造建築であること

首里城正殿は総木造建築であり、周囲の建物も木材を多く使用している。それゆえ、火災に対しては極めて脆弱な建造物であった。県の再発防止委員会の報告書によれば、

「正殿は木造3階建ての建築物であり、国内の城の現存する天守や櫓等とは異なり、防火効果のある土壁や漆喰塗り仕上げが採用されておらず、構

造体だけでなく、外壁、軒裏、内部の床・壁・天井も木材であるため、一旦出火すると短時間で急激な延焼拡大に至る可能性がある。

また、天井高が比較的低く、かつ天井仕上げが木材である部屋も存在するため、そのような部屋で出火した場合、すぐに天井に着火して火が燃え広がりやすく、防火区画のない階段を通過して上階へ急速に延焼拡大するおそれがある。また、木造以外の建築物であっても、外壁や軒は木材であり、小屋組等に木材が大量に使用されており、開口部が建築基準法上の防火設備でない部分が多い等、延焼が拡大しやすい要因が多いといった特性があった。」(再防委報告書 p.29)

(2) 建築基準法からの適用除外

首里城正殿は建築基準法の適用から除外されている。しかし、そのことは、首里城正殿が建築基準法の要請する防災性能を十分に満たしている“安全”な建物であるからではなく、単に歴史的建造物の復元建築としての例外的措置であるからに過ぎない。これは首里城が建築基準法の要請を満たさない“防災上万全ではない”建物であることを意味する。

建築基準法では防災上の必要から建築物の材料や構造、設備等にさまざまな基準が設けられている。特に首里城のような大きな木造の建物(床面積500m²以上あるいは高さ16m以上など。正殿はいずれも該当)では厳しい基準となっており、不燃材料の使用や、火災が拡大しないように区画ごとに耐火壁で建物を区切ること(防火区画と呼ばれる。上下階を繋ぐ階段部分では特に重要)、出入り口の扉が防火戸であることなどが求められるなど、さまざまな規制があり、これによって建造物に一定の防耐火性能が担保されるようになっている。しかし首里城正殿はいずれも適用除外であるため、その防耐火性能は一般的な木造建築物に満たないものだった。

(3) 延焼拡大要因をはらんだ立地

再発防止検討委員会の報告書は、「気象庁の統計

データ(1981～2010年)によると、那覇市の年間平均風速は5.9m/sであり、東京2.9m/s、大阪2.6m/s、福岡3.1m/s、鹿児島3.4 m/sと比較して強い。また、首里城公園は標高127m(御庭)の高台に立地しているため風速が大きくなりがちであり、さらに局地的な強風が吹くことが多く、延焼防止の観点からは厳しい立地条件といえる。」(再防委報告書 p.21)という。

(4) 城郭内における消防活動の困難について

①消防車両進入可能地点と御庭までの高低差と距離

「城郭内の中心部は、復元された門、階段、狭い通路などが障害となり消防車両が入れない構造となっていた。また、消防車両の部署する位置に対して消火活動を行う位置が高い場所にあるため、消防隊員の移動やホースなどの運搬の障害となる可能性がある。例えば久慶門から御庭までの高低差は23mあり、一般的な建築物では6～7階レベルに相当する。」(再防委報告書 p.24)

首里城は車両の進入できない城郭に囲まれているため、消防隊が部署できる場所は城郭外になり、図1に示したように、その位置が一番近いところでも正殿から50mほど離れている。部署してからもホースの展張延伸等に相応の時間を要することは必然で、火災建物に横付けして行われる通常の消火活動に比べかなり不利な条件を負っていると言える。

②門扉等の施錠

「継世門、美福門は、安全管理の観点から一般利用動線に含まれていなかったため、日中・夜間ともに施錠されていた。その他の門扉のある門は夜間のみ施錠されていた。消防隊の動線上で木曳門、久慶門、奉神門、美福門が施錠されており、守礼門、木曳門、久慶門の手前には車止めも設置されていた。これらは防犯上有効だが、夜間の円滑な消防活動を阻む要因の一つといえる」とされ、実際に「首里城火災では消防隊が部署位置から久慶門、美福門の木製の扉を破壊して進入した。また、県立芸術大学前の車止めが消防車両の動線上にあっ

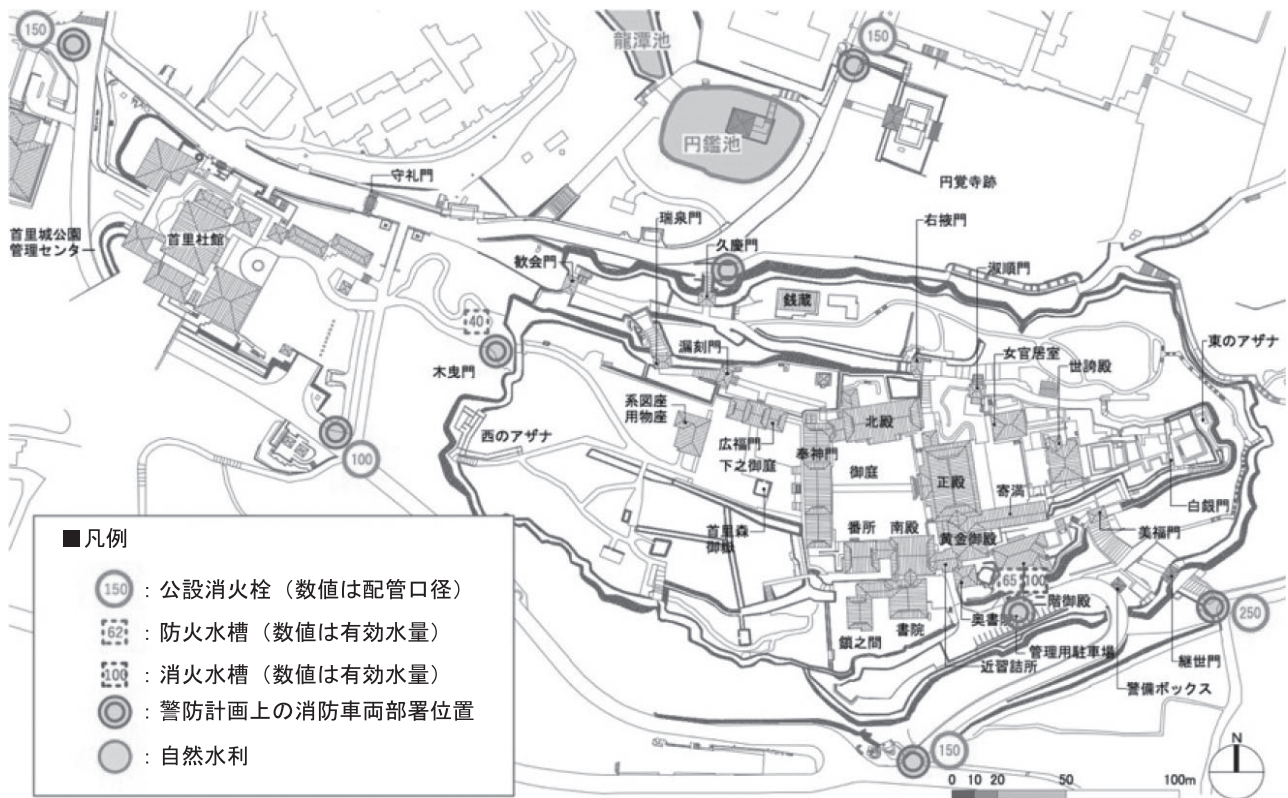


図1 消防水利と消防隊部署予定位置

たため、消防隊が南京錠を破壊した。」(再防委報告書 p.24～25)

③隣棟間隔の狭隘

「隣棟間隔が狭いと延焼拡大の危険性が高いだけでなく、火災が発生した建築物周囲の状況を確認しにくく、消防動線や消防活動スペースが限定されるなど円滑な消防活動を阻む要因になる。」

「正殿と黄金御殿・寄満・近習詰所・奥書院、二階御殿、南殿・番所、書院・鎖之間の5棟は、黄金御殿等の建築により屋根や軒が連続することになったため、平成25年に消防法上、一棟とみなされることになった。屋根が連続した5棟の延べ面積は約4,150m²であり、つながった軒等が延焼経路となった場合、今回の火災のように延焼範囲が大きくなる危険性がある。」

「平成4年(1992年)に竣工した正殿他、御庭ゾーンの3棟の建築物と広福門やその他の門に加えて、平成12年～22年(2000～2010年)には正殿のまわりに書院・鎖之間と二階御殿を復元し、さらに平成26年(2014年)に黄金御殿・寄満・近

習詰所・奥書院を復元した結果、上記のとおり正殿を含む5棟の建築物の屋根が連続することになった。この段階で、管理用駐車場から御庭に緊急車両が入れなくなっただけでなく、正殿南側に建築物が密集し、前述のように隣棟間隔が狭くなった。」(再防委報告書 p.26～28)

④小括

再防委の報告書における「(5)立地及び敷地特性と正殿を含む各建築物の特性のまとめ」を引用すると、「以上のことから、正殿を含めた首里城公園内の建築物は一旦出火し、初期消火に失敗すると火災が急速に広がるリスクを有しており、消防活動にも困難を伴うといった特徴を有しており、火災に対して非常に脆弱な面があったといえる。」また、「首里城公園は那覇市内の高台に立地し、……城郭内へ向かって勾配があり、城郭は高く積み上げられた石積みの城壁でできており、バリアフリー対応のスロープを除き城郭や城郭内部に多数の門や階段等があり、御庭などの城郭内の中央部へは消防車両等が進入できない構造である。特

に正殿と城郭外側敷地の高低差は最大で約23mと大きく、城郭内や国営有料区域に入るための階段は急勾配である。また、高台のため局所的な強風が吹くことが多く、急激な延焼拡大につながりやすい。」「城郭内には11棟の建築物が存在した。正殿の南側は、正殿を含む5棟の屋根が連続し、隣接する建築物との間隔は狭く、特に城郭内南側は建築物が密集していた。これらの立地・敷地特性、建築物の配置状況は、延焼拡大の危険が大きいというだけでなく、消防車両等が城郭内の中央部へ進入できず、また消火栓からの距離が長い等、消防活動の上では厳しい条件である。」「また、正殿は木造3階建ての建築物であり、国内の城の現存する天守や櫓等とは異なり、防火効果のある土壁や漆喰塗り仕上げが採用されておらず、構造体だけでなく、外壁、軒裏、内部の床・壁・天井も木材であるため、一旦出火すると短時間で急激な延焼拡大に至る可能性がある。」「一方、正殿以外の10棟の建築物のうち、2棟は木造、3棟は鉄筋コンクリート造、4棟は木造と鉄筋コンクリート造の混構造、1棟は鉄骨造であるが、鉄筋コンクリート造の建築物であっても、外壁、軒裏、小屋組等に木材が大量に使用されており、開口部が建築基準法上の防火設備でない部分が多い等、延が焼拡大しやすい要因が多いといった特性があった。」(再防委報告書 p.32)

⑤博物館としての用途

以上のことに加えて、罹災した建物群に複数の県指定有形文化財を含む歴史的文化財や沖縄の伝統工芸技術の粋を集めた複製品等1,500点余りが展示保管されており、さながら博物館のような状況であった(実際に、延焼した南殿、番所、黄金御殿、寄満などの消防法上の用途は「博物館」になっていた)。このため本来的に博物館に求められるような、建築基準法や消防法の要請を大きく上回り、収蔵品を安全に保護することのできる防火体制が必要とされていたと言える。例えばスプリンクラーや二酸化炭素噴出による瞬時消火設備、堅牢な防災仕様の収蔵庫、火災時に収蔵品を退避させる救

出体制等である。

首里城火災では1,500点のうち琉球王直筆の書ほか400点あまりが焼失し、収蔵庫内に保管されていて焼失を免れたものなども、その多くが修復が必要なダメージを負ってしまった。

1,500点のうち1,075点は南殿と寄満^{ゆいんち}の収蔵庫内に保管され、408点は寄満多目的室に展示されており、火元の正殿に納められていたものは数少ない。正殿から南殿や寄満への延焼までには火災発生から1時間半ほどかかっている。その間、収蔵品を避難させる猶予は全くなかったわけではないが、避難活動が行われた形跡は見られない。そもそも収蔵品を救出するべきという意識がなかった可能性が高い。

首里城火災から半年前の2019年4月15日に発生したパリのノートルダム大聖堂火災は、鎮火に10時間を要する大規模火災となったが、教会関係者や救急士、消防士も参加しての収蔵品パケツリレーなどによる文化財の避難救出活動が速やかに行われ、ジーザスが磔の時にかぶっていたイバラの冠ほか多くの重要な文化財が焼失を免れた。首里城とは対照的なこの結末は、防災と文化財保護の意識のレベルの違いを如実に反映している(写真2)。

⑥住宅街に囲まれた高台という立地

首里城公園は標高127mの高台にある。都市計画法上の第一種低層住居専用地域にあたり、周囲は密集した住宅地が多い。大火災を引き起こせば、火の粉は風下の住宅地に降り注ぐことになり、極めて危険である。



写真2 ノートルダム大聖堂の火災

「第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域であるが、住宅が密集している場合、震災時や火災発生時には延焼被害のおそれがある。特に金城町、大中町、赤田町、崎山町などは首里城の城下町として歴史的な遺産や道路の形態などの昔ながらの集落環境を保全している。地域の主要な生活サービス道路は幅員7m前後の赤田寒川線や崎山8号線であるが、地域内には消防車の通行が困難な幅員4m未満の道路も存在している。

首里城公園は高台に存在するとはいえ、強風時、周辺地域における火災からの飛び火がないとは言えない。春・夏は南東の季節風が多いため、首里当蔵町、赤田町、崎山町からの飛び火、秋・冬は北東の季節風が多いため、当蔵町からの飛び火に対しても注意が必要である。」（再防委報告書 p.22）

第一種住居専用地域内では建築基準法上、展示場や事務所、10mを超える建物を建てることはできないが、首里城は特例として許可を受け建築されている。このため周囲の住宅に対する特段の配慮があつてしかるべきで、間違っても火の粉を降り注ぐようなことがあつてはならない。

この点からも首里城は火災を起こすことが許されない建築物であると言えよう。

首里城火災では天を焦がす巨大な火柱とともにおびただしい量の火の粉がまき散らされ、夜を徹して街に降り注いだ。1キロ先まで届いたという（写真3）。幸いにして民家などへの延焼はなかったものの、これは偶然の僥倖であり、まったく許

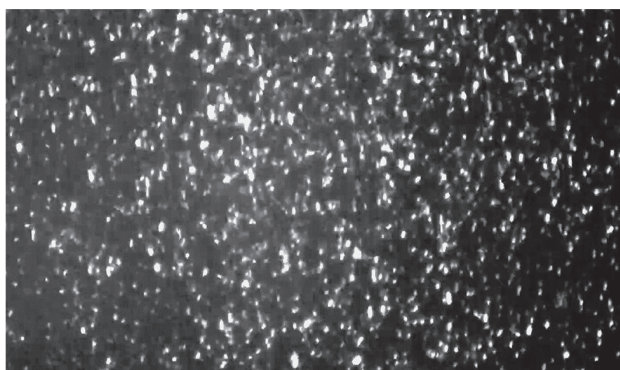


写真3 降り注ぐ大量の火の粉

容できない危険な事態だった。

〈脆弱性を補うために必要な管理の「善管義務」について〉

以上の事実から、防災上脆弱で極めて特殊な首里城の管理者には、通常の建物の管理者に求められるものよりずっとハードルの高い防災意識及び管理が求められている。すなわち、首里城の指定管理者であった美ら島財団の出火と拡大防止に対する「善管義務」は、一般的な建物の管理者のそれを大きく上回るものであり、首里城の特性（一言で言うと「火災に対する極端な脆弱性」となる）に対処し得るものでなければならないと言ふべきである。

首里城の防災体制は通常の法令が定める最善のさらに上を行く、設計・施工・管理を求められていたと言ふべきであり、ただ法令を満たすことで「善管義務」が果たされたとは到底言いがたいのである。既知の知識と技術を法令以上の高いレベルで活かす防災意識と防火管理を「義務」として求められていたと言える。

この点は特に、一般的な火災原因の大きな一角を占め、火の気のない首里城正殿にあつては考え得る数少ない火災原因となり得ることが容易に想定できた電氣的トラブルによる出火に対する備えについても強く当てはまる。結果的に首里城は、電気火災に対する非常識な備えの甘さにより焼失してしまった。

実際のところ財団によるその管理の実態は、通常のレベルの防災意識にも達していなかったばかりか、常識的に考えてあり得ない設置工事や、管理基準の不徹底さ、防災準備や管理人員の不足など、目に余るものがあつた。

【前提②：プロとしての行動評価の適用】

〈プロとしての行動評価とは：ライフセーバーの場合〉

災害対応の専門職の一つにライフセーバーがある。海水浴場やプールで監視やおぼれた人の救助にあたるライフセーバーは、水難救助のプロであ

り、人の命を救うための十分な知識とスキルを備えている人が担当している。ライフセーバーが泳げなかったり、人工呼吸や心臓マッサージなど心肺蘇生の技術を知らなかったりというようなことは、誰も想像できない。ライフセーバーが泳げるのは自明のことであり、「泳げないライフセーバー」は矛盾であって、現実には存在し得ない。

仮に、泳げないライフセーバーがいたとして、目の前でおぼれている子どもを救助することができなかったとしたら、それは大いなる問題となり得る。泳げなければライフセーバーの仕事はできないのだから、そのようなライフセーバーを雇っていた海水浴場やプールの管理者はなぜそのような役に立たない人材をライフセーバーとして採用していたのかの責任を問われることだろう。

ライフセーバーは、たとえアルバイトであったにしても、必要な技術と知識を身に付けた専門的な仕事であり、民間のライフセーバー資格や公的な救急救命士資格等、一定の基準を満たしてプロとして認められた者しかその職に就くことはできない。

そして事故に際しては、プロとしてどのように行動したかが評価基準となる。その基準は一般人のそれとは自ずと全く異なる。

例えば、目の前でおぼれている子どもを助けられなかったとして、一般人であれば「泳げない」等の技術面の弱点の責任を問われることはないが、ライフセーバーであれば「泳げない」で済まされる問題ではもちろんなく、なぜ泳げないのにライフセーバーをしていたのか、そして管理会社はなぜ泳げない人材をライフセーバーとして採用していたのかを厳しく問われることになる。

〈首里城の災害対応職員はライフセーバーと同様、プロであることを求められる〉

首里城火災における美ら島財団職員の立場も、ライフセーバーと同様である。常時監視に当たり、ことがあればその対処に当たる点や、人の命に関わる仕事である点もライフセーバーと似ている。

首里城公園の夜間管理には火災など災害への対

策・対応が含まれており、夜間駐在している警備等の職員は当然のことに、適切な災害対応のできるプロであって、一般人とは行動評価の基準が異ならなければならない。この違いは明確に区別するべきだ。

首里城の火災への脆弱性を考えれば、公的な防火対象物点検資格者講習修了者やさらに上の防火管理講習修了者などの資格者が任に当たるべきだったが、火災当夜の宿直者にそのような資格者は見当たらない。

この点は非常に重要であって、火災を検証するにあたり、常にプロとしての的確な対応だったのかが問われると考えるべきである。そして職員にプロらしからぬ行動が見受けられれば、その責は雇用者である美ら島財団に帰すことになる。

現実の首里城の夜間当直者の行動は、プロはおろか、時にアマチュアを下回る低レベルで、次回で詳しく見ていくが、消防局への通報すら満足にできないほどであった。プロの人材を配置していなかった財団の責任はたいへん大きいと言わざるを得ない。

おわりに；次回予告

これら二つの前提に立って、初動対応、役割分担や段取り、職員同士の意思疎通など、出火原因と電気関連以外の不手際を明らかにしていく。

以上で現在の訴訟の進行にちょうど追いつくことになるので、次回をもってこの連載は一旦休止させていただく予定だ。その後は、訴訟の進捗状況に合わせて随時、補遺を書かせていただければありがたいと思っている。

下記もご参照ください。

- 原告団「首里城火災の管理責任を問う沖縄県民の会」公式ウェブサイト
<https://www.shurijokasai.net/>
- 訴訟支援サイトCALL4；
<https://bit.ly/3pBKaxC>
- 那覇市消防局の火災調査報告書；
<https://bit.ly/3QWpFYI>